

第79回国民スポーツ大会  
第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会

# 第10回総会



令和4年8月7日（日）

大津プリンスホテル2階

「コンベンションホール淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

キャッフィー

# 滋賀県民の歌

夢沢 獺 原作  
西条 八十 補作  
古関 裕而 作曲

Moderato 明るく大きく ♩=104

ひらのみねゆくしろいくも  
みどりにはえるびわのみず  
はたおるまちにいねかるむらに  
きょうもへいわひはうららうる  
わしのしがあかるしがたた  
えんわれらののびゆくしが

一、 <sup>ひら</sup>比良の<sup>みね</sup>峯<sup>ゆく</sup>白い<sup>しろ</sup>雲 <sup>くも</sup>緑 <sup>みどりに</sup>に映える<sup>びわ</sup>琵琶の<sup>みず</sup>水  
<sup>はたお</sup>機織る<sup>まち</sup>町に<sup>いねか</sup>稲刈る<sup>むら</sup>村に <sup>きょう</sup>今日も<sup>へいわ</sup>平和の<sup>ひ</sup>日は<sup>うらら</sup>うらら  
<sup>うるわ</sup>美<sup>しの</sup>しの<sup>しが</sup>滋賀 <sup>あか</sup>明<sup>るき</sup>る<sup>しが</sup>き<sup>た</sup>滋賀 <sup>た</sup>讚<sup>えん</sup>えん<sup>われら</sup>われらの<sup>の</sup>伸<sup>び</sup>び<sup>ゆく</sup>ゆく<sup>しが</sup>滋賀を

二、 <sup>たか</sup>高い<sup>ぶんか</sup>文化の<sup>でんとう</sup>伝統に <sup>のはな</sup>野花も<sup>きよ</sup>聖く<sup>にお</sup>匂う<sup>くに</sup>国  
<sup>すなご</sup>漁<sup>ふね</sup>る<sup>うた</sup>舟に<sup>あす</sup>ベルトの<sup>きぼう</sup>歌に <sup>も</sup>明日の<sup>も</sup>希望が<sup>も</sup>燃えあがる  
<sup>うるわ</sup>美<sup>しの</sup>しの<sup>しが</sup>滋賀 <sup>あか</sup>明<sup>るき</sup>る<sup>しが</sup>き<sup>た</sup>滋賀 <sup>た</sup>讚<sup>えん</sup>えん<sup>われら</sup>われらの<sup>の</sup>伸<sup>び</sup>び<sup>ゆく</sup>ゆく<sup>しが</sup>滋賀を

三、 <sup>ちから</sup>力<sup>いやさか</sup>あわせて<sup>らくど</sup>弥栄の <sup>きず</sup>楽土<sup>いき</sup>を築く<sup>あら</sup>意気<sup>あら</sup>新た  
<sup>か</sup>かが<sup>ひとみ</sup>やく<sup>けつ</sup>眸<sup>い</sup>ゆる<sup>す</sup>がぬ<sup>なみ</sup>決意 <sup>ひか</sup>進む<sup>ひか</sup>われらに<sup>ひか</sup>波光<sup>る</sup>る  
<sup>うるわ</sup>美<sup>しの</sup>しの<sup>しが</sup>滋賀 <sup>あか</sup>明<sup>るき</sup>る<sup>しが</sup>き<sup>た</sup>滋賀 <sup>た</sup>讚<sup>えん</sup>えん<sup>われら</sup>われらの<sup>の</sup>伸<sup>び</sup>び<sup>ゆく</sup>ゆく<sup>しが</sup>滋賀を

# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第10回総会 次第

日 時：令和4年8月7日（日） 14：40～15：10

場 所：びわ湖大津プリンスホテル2階

「コンベンションホール淡海」

## 1 開会

## 2 国歌清聴

## 3 県民の歌清聴

## 4 あいさつ

## 5 報告事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会の開催地および会期の決定ならびに第24回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について
- (2) 役員、委員等の変更
- (3) 第11回常任委員会における決定事項
- (4) 第12回常任委員会における決定（予定）事項

## 6 審議事項

- (1) 第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の設置等について
- (2) 第2号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会県外・县市町共催等競技会運営委員会の設置について
- (3) 第3号議案 令和3年度事業報告（案）
- (4) 第4号議案 令和3年度収支補正予算（会長専決処分）
- (5) 第5号議案 令和3年度収支決算（案）

## 7 閉会

# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第10回総会資料 目次

## 【報告事項】

	ページ
○ 第79回国民スポーツ大会の開催地および会期の決定ならびに第24回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について・・・・・・・・・・	3
○ 役員、委員等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊①
○ 第11回常任委員会における決定事項・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊②
○ 第12回常任委員会における決定（予定）事項・・・・・・・・・・	別冊②

## 【審議事項】

	ページ
＜第1号議案＞	
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の設置等について・・・・・・・・	5
＜第2号議案＞	
○ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会県外・県市町共催等競技会運営委員会の設置について・・・・・・・・	20
＜第3号議案＞	
○ 令和3年度事業報告（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	23
＜第4号議案＞	
○ 令和3年度収支補正予算（会長専決処分）・・・・・・・・	33
＜第5号議案＞	
○ 令和3年度収支決算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	35

# 報 告 事 項

第79回国民スポーツ大会 開催地および会期の決定ならびに  
第24回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和4年7月14日(木)に開催された(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地および会期が決定された。

併せて、第24回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定した。

○第79回国民スポーツ大会の開催地および会期について

開催地:滋賀県

会 期:令和7年9月28日(日)～10月8日(水)

○第24回全国障害者スポーツ大会の開催地について

開催地:滋賀県

# 審 議 事 項

**わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の設置等について（案）****1 趣旨**

令和4年7月14日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、本県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25項第1号に基づく県実行委員会の設置等を行う。

**2 概要****（1）実行委員会の設置****ア 名称**

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

**イ 組織**

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会および特別委員会を引き継ぐものとする。

**ウ 役員および委員**

準備委員会の役員および委員をそれぞれ充てる。

**（2）県外・県市町共催等競技会運営委員会の設置**

県外競技、県市町共催等競技の各競技会の運営に関する事項を審議するため、「県外・県市町共催等競技会運営委員会」を設置する。

**3 会則等の改正**

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会準備委員会会則」を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則」に改めるとともに必要な規定の改正を行う。

なお、これまで準備委員会等で決定された方針、計画、関係諸規程中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるのは「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。

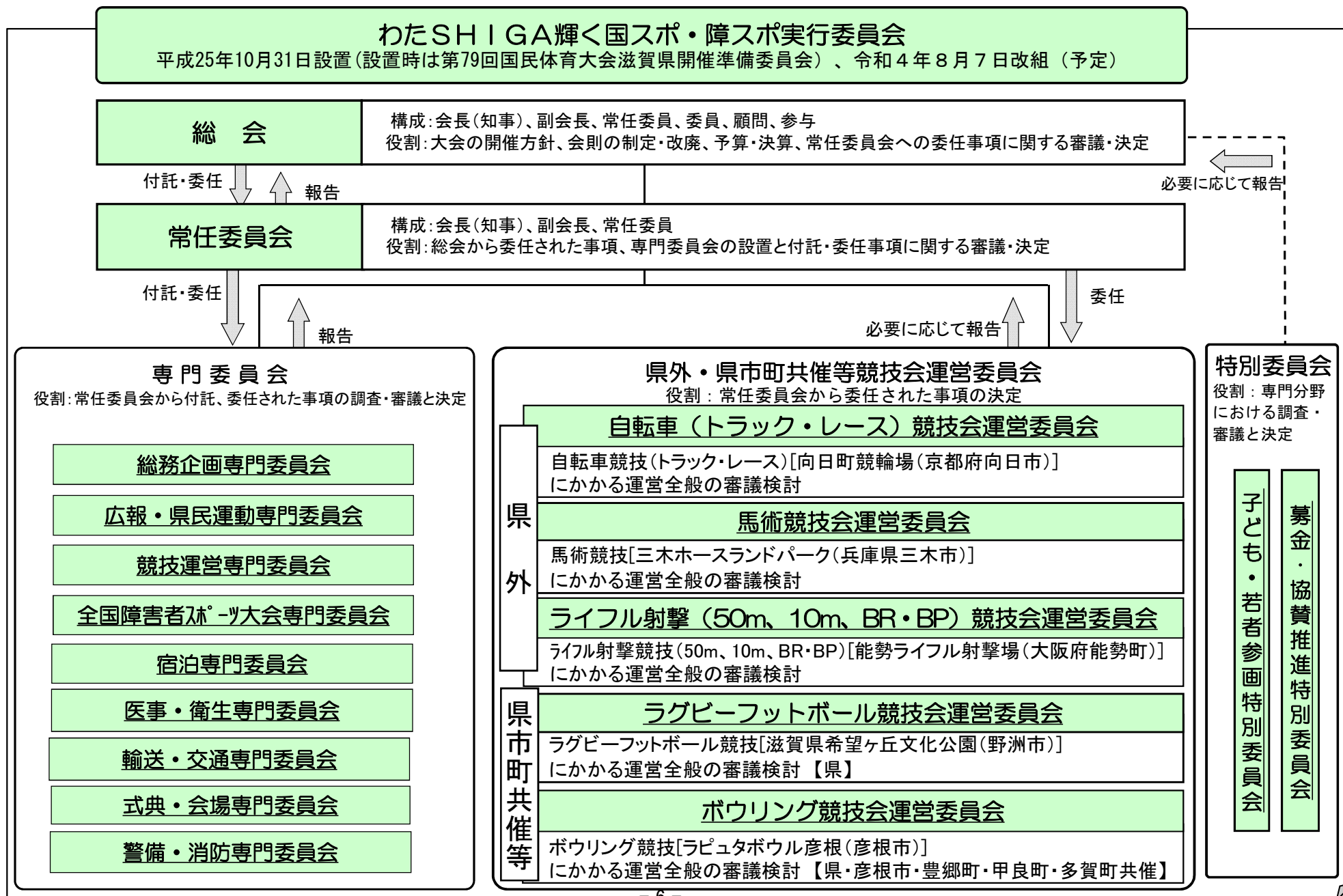
**【参考】国民体育大会開催基準要項（抜粋）****25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会**

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2)～(5) 略



# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 組織図（案）



## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会会則改正（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則を次のとおり改正する。

### 1 改正の内容

	改正前	改正後
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則	<p><u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則</u></p> <p>(名称)</p> <p><b>第1条</b> 本会は、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>（以下「<u>開催準備委員会</u>」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> <u>開催準備委員会</u>は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「<u>両大会</u>」という。）を滋賀県において開催するため必要な<u>準備</u>を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p><b>第3条</b> <u>開催準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>両大会開催準備</u>に必要な業務および経費の決定</p> <p>(5) <u>両大会開催準備</u>に関係のある機関・団体との連絡調整</p>	<p><u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則</u></p> <p>(名称)</p> <p><b>第1条</b> 本会は、<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> <u>実行委員会</u>は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「<u>両大会</u>」という。）を滋賀県において開催するため必要な<u>事業</u>を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p><b>第3条</b> <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>両大会開催準備および開催</u>に必要な業務および経費の決定</p> <p>(5) <u>両大会開催準備および開催</u>に関係のある機関・団体との連絡</p>

<p>(6) その他<u>両大会開催準備</u>に必要な事業 (組織)</p> <p><b>第4条</b> <u>開催準備委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>両大会開催準備</u>に関係のある機関・団体の代表者および役員</p> <p>(4) その他<u>両大会開催準備</u>に関係のある者</p> <p>2 (略) (役員)</p> <p><b>第5条</b> <u>開催準備委員会</u>に次の役員を置く。</p> <p>(1)～(3) (略) (役員の選任)</p> <p><b>第6条</b> (略) (役員職務)</p> <p><b>第7条</b> 会長は、<u>開催準備委員会</u>を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が<u>開催準備委員会</u>を代表する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 監事は、<u>開催準備委員会</u>の財務を監査する。 (任期)</p> <p><b>第8条</b> 委員および監事の任期は、委嘱された日から<u>開催準備委員会</u></p>	<p>調整</p> <p>(6) その他<u>両大会開催準備および開催</u>に必要な事業 (組織)</p> <p><b>第4条</b> <u>実行委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>両大会開催準備および開催</u>に関係のある機関・団体の代表者および役員</p> <p>(4) その他<u>両大会開催準備および開催</u>に関係のある者</p> <p>2 (略) (役員)</p> <p><b>第5条</b> <u>実行委員会</u>に次の役員を置く。</p> <p>(1)～(3) (略) (役員の選任)</p> <p><b>第6条</b> (略) (役員職務)</p> <p><b>第7条</b> 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が<u>実行委員会</u>を代表する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。 (任期)</p> <p><b>第8条</b> 委員および監事の任期は、委嘱された日から<u>実行委員会</u>の目</p>
--	---

<p>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(顧問および参与)</p> <p><b>第9条</b> <u>開催準備委員会</u>に顧問および参与を置くことができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 参与は、<u>開催準備委員会</u>の業務のうち重要な事項に参与する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 会議等</b> (会議の種類)</p> <p><b>第10条</b> <u>開催準備委員会</u>に次の会議を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(総会)</p> <p><b>第11条</b> 1～3 (略)</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>開催準備委員会</u>の運営に係る重要な事項に関すること。</p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>第12条～第13条</b> (略)</p>	<p>的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(顧問および参与)</p> <p><b>第9条</b> <u>実行委員会</u>に顧問および参与を置くことができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 参与は、<u>実行委員会</u>の業務のうち重要な事項に参与する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 会議等</b> (会議の種類)</p> <p><b>第10条</b> <u>実行委員会</u>に次の会議を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県外・県市町共催等競技会運営委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(総会)</p> <p><b>第11条</b> 1～3 (略)</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>実行委員会</u>の運営に係る重要な事項に関すること。</p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>第12条～第13条</b> (略)</p> <p><u>(県外・県市町共催等競技会運営委員会)</u></p>
--	--

	<p>(特別委員会)</p> <p><b>第 14 条</b> 特別委員会は、第 2 条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。</p> <p>2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。</p> <p><b>第 4 章 専決処分</b> (会長の専決処分)</p> <p><b>第 15 条</b> 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p>	<p><b>第 14 条</b> 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。</p> <p>3 第 8 条第 1 項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</p> <p>(特別委員会)</p> <p><b>第 15 条</b> 特別委員会は、第 2 条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。</p> <p>2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。</p> <p><b>第 4 章 専決処分</b> (会長の専決処分)</p> <p><b>第 16 条</b> 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p>
--	---	--

<p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 事務局</b> (事務局)</p> <p><b>第16条</b> <u>開催準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計</b> (経費)</p> <p><b>第17条</b> <u>開催準備委員会</u>の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。 (収支予算および収支決算)</p> <p><b>第18条</b> <u>開催準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 <u>開催準備委員会</u>の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度)</p> <p><b>第19条</b> <u>開催準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 <u>開催準備委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b> (委任)</p> <p><b>第20条</b> この会則に定めるもののほか、<u>開催準備委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散)</p>	<p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 事務局</b> (事務局)</p> <p><b>第17条</b> <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計</b> (経費)</p> <p><b>第18条</b> <u>実行委員会</u>の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。 (収支予算および収支決算)</p> <p><b>第19条</b> <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度)</p> <p><b>第20条</b> <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b> (委任)</p> <p><b>第21条</b> この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散)</p>
---	---

<p><b>第 21 条</b> <u>開催準備委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。</p> <p>2 <u>開催準備委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この会則は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。</p> <p>2 <u>開催準備委員会</u>の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。</p>	<p><b>第 22 条</b> <u>実行委員会</u>は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この会則は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。</p> <p>2 <u>開催準備委員会</u>の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準</p>
--	---

		<p>備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。</p> <p>3 この会則の施行の際、現にある第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画、関係規程中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるのは「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。</p>
--	--	---



# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

**第1条** 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

**第2条** 実行委員会は、令和7年（2025年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

**第3条** 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催準備および開催に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催準備および開催に係りのある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催準備および開催に必要な事業

## 第2章 組織

（組織）

**第4条** 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および開催に係りのある機関・団体の代表者および役員
- (4) その他両大会開催準備および開催に係りのある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

**第5条** 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

**第6条** 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員職務)

**第7条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

**第8条** 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

**第9条** 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

**第10条** 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
  - (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会
- 2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。  
(総会)

**第11条** 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 両大会開催の基本方針に関する事。
  - (2) 会則の制定および改廃に関する事。
  - (3) 事業計画および事業報告に関する事。
  - (4) 収支予算および収支決算に関する事。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
  - (6) 特別委員会の設置に関する事。
  - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。  
(常任委員会)

**第12条** 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関する事。
  - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する事。

こと。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。

8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

**第13条** 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・县市町共催等競技会運営委員会)

**第14条** 県外・县市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

**第15条** 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

#### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

**第16条** 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に

属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

- 1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

## 附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

**附 則**

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

**附 則**

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現にある第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画、関係規程中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるのは「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。

## 県外・県市町共催等競技会運営委員会について

第79回国民スポーツ大会において、県外および県市町共催等により実施する各競技会の運営が円滑に行われるよう、会場地の行政、関係機関および競技団体等に、専門的な見地から、審議や助言等をいただくため、県外・県市町共催等競技会運営委員会を設置するもの。

また、同運営委員会規程により、必要な事項を定めるもの。

### 1 運営委員会の種類および委任事項

種類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設等の整備計画の推進に関する事 3 広報活動および県民運動の推進に関する事 4 競技運営に係る計画の推進に関する事 5 宿泊業務に関する事 6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関する事 7 輸送および交通に関する事 8 警備および消防防災に関する事 9 馬事衛生に関する事（馬術競技会運営委員会に限る。） 10 その他競技会を開催するために必要な事項に関する事
馬術 競技会運営委員会	
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	
ボウリング 競技会運営委員会	

### 2 規定（案）

別紙のとおり

### 3 今年度のスケジュール（予定）

日程	内容
令和4年8月7日（日）	県準備委員会総会【審議・決定、施行（予定）】
令和4年9月～11月	委員委嘱
令和5年1月～2月	各競技会運営委員会開催

### 4 規程施行日

総会議決日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の種類等）

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（構成）

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（役員）

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。



(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設等の整備計画の推進に関する事
馬術 競技会運営委員会	3 広報活動および県民運動の推進に関する事 4 競技運営に係る計画の推進に関する事 5 宿泊業務に関する事
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関する事 7 輸送および交通に関する事
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	8 警備および消防防災に関する事 9 馬事衛生に関する事（馬術競技会運営委員会に限る。）
ボウリング 競技会運営委員会	10 その他競技会を開催するために必要な事項に関する事

## 令和3年度事業報告(案)

## 1 各種会議の開催

総会、常任委員会、専門委員会および特別委員会を開催し、各種基本方針や計画等の審議を行った。

## (1) 総会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第9回	令和3年8月3日(火) 14:30~15:50 (びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海)	○関連規定等の改正(案) ○令和2年度事業報告(案) ○令和2年度収支補正予算 (会長専決処分) ○令和2年度収支決算(案) ○令和3年度事業計画(案) ○令和3年度度暫定収支予算 (会長専決処分) ○令和3年度収支予算(案)

## (2) 常任委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第10回	令和3年8月3日(火) 13:30~14:00 (びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会期(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場市町第八次内定(案) ○第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更(案) ○第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画(第3次)(案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 式典基本構想(案)
第11回	令和4年4月19日(火) ※書面開催	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規定改正

		<p>(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第九次内定 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第三次内定 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ開催予定施設変更 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技名変更 (案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会競技施設整備計画 (第4次) (案)</li> <li>○第24回全国障害者スポーツ大会 選手団サポートボランティア養成基本方針 (案)</li> </ul>
--	--	---

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第15回	令和3年6月7日(月) 14:00~15:00 (大津合同庁舎7-A会議室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会期(案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第八次内定(案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更(案)</li> <li>○第79回国民スポーツ大会 競技施設</li> </ul>

		基準改正（案） ○第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画（第3次）（案）
第16回	令和4年1月19日（水） 15:00～17:00 （大津合同庁舎7-A会議室）	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程改正（案） ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正（案） ○第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第九次内定（案） ○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第三次内定（案） ○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ開催予定施設変更（案） ○第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技名変更（案） ○第79回国民スポーツ大会 競技施設基準改正（案） ○第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画（第4次）（案）

② 広報・県民運動専門委員会（1回+部会1回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
第21回	令和4年3月30日（水） 書面開催	○令和4年度取組計画（案）

第2回 ポスタ ー等選 定部会	令和3年11月24日(水) 10:00~12:00 (大津合同庁舎7-C会議 室)	○カレンダーイラストコンクール作品 の審査について
--------------------------	--	------------------------------

③ 競技運営専門委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第11回	令和3年6月16日(水) ※書面開催、報告事項のみ	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会競技役員等養 成事業の進捗について
第12回	令和4年2月16日(水) 13:30~15:00 (大津合同庁舎3-A会議 室)	○第79回国民スポーツ大会 競技別リ ハーサル大会運営要領(案)につい て

④ 宿泊・衛生専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第5回	令和4年3月1日(火) ※書面開催	○第79回国民スポーツ大会 宿泊施設 充足対策要項(案)について ○第79回国民スポーツ大会 医療救護 要項(案)について ○第24回全国障害者スポーツ大会 医 療救護要項(案)について
第1回 宿泊部 会	令和3年11月15日(月) (滋賀県庁北新館5-B会 議室)	○第79回国民スポーツ大会 宿泊施設 充足対策要項(案)について
第1回 医事・ 衛生部 会	令和3年11月19日(金) (大津合同庁舎7-D会議 室)	○第79回国民スポーツ大会 医療救護 要項(案)について ○第24回全国障害者スポーツ大会 医 療救護要項(案)について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 防疫対策要

		項（案）について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 食品衛生対 策要項（案）について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 環境衛生対 策要項（案）について
--	--	--

⑤ 輸送・交通専門委員会（1回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
第5回	令和4年2月24日（木） ※書面開催、報告事項のみ	○輸送・交通業務の取組について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 輸送・交通総 合調査の概要について

⑥ 式典・会場専門委員会（2回）

会議名	日時・場所	主な審議内容
第2回	令和3年6月10日（木） 10：30～11：30 （日本生命大津ビル4階会 議室）	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 式典基本構 想（案）について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会 滋賀県開催 準備委員会 式典・会場専門委員会 部会設置要綱（案）について
第3回	令和4年3月17日（木） 10：30～11：30 （日本生命大津ビル4階会 議室）	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会滋賀県開催準 備委員会専門委員会設置規定改正 （案）について ○国スポ総合開会式の方向性（案）に ついて

⑦ 警備・消防専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第3回	令和3年11月16日(水) 15:00~16:00 (滋賀県危機管理センター 2階災害対策室5・6)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会警備・消防防 災基本計画(案)について

⑧ 全国障害者スポーツ大会専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第11回	令和4年1月27日(木) 10:00~12:00 (滋賀県庁東館7階大会議 室)	○第24回全国障害者スポーツ大会選手 団サポートボランティア養成基本方 針(案)について

(4) 特別委員会

① 募金・協賛推進特別委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第11回	令和4年3月29日(火) 15:00~16:00 (大津合同庁舎7-D会議 室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会募金・企業協 賛に係る令和4年度の取組計画 (案)について ○わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業 協賛制度について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会募金推進要綱 等の改正について

② 子ども・若者参画特別委員会

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度の開催は見送った。

2 会場の選定

国民スポーツ大会正式競技については、前年度に引き続き、内定に至っていない競技について、市町および競技団体、県外施設所有者に対してヒアリング・協議等

を行い、第 10 回常任委員会において 1 競技、第 11 回常任委員会において 1 競技を内定した。

国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツについては、令和 3 年 5 月から 9 月までの間に実施競技の第 3 次募集を行い、第 11 回常任委員会において 5 競技を内定した。

### 3 競技運営

「競技役員等養成基本計画」に基づき、両大会における審判員等の資格が必要な競技役員について、競技団体毎に作成する養成計画に基づき実施される養成事業に対する支援や、先催大会の視察など開催準備活動への支援を行った。

【国民スポーツ大会の養成実績（平成 30 年 4 月～令和 4 年 3 月）】

	計画 ①	実績 ②	差引 ②-①	実績率 ②/①
資格取得	962 人	771 人 (375 人)	△191 人	80.1% (39.0%)
資格維持 資質向上	5,436 人	2,146 人 (1,059 人)	△3,290 人	39.5% (19.5%)

※計画：平成 30 年度に実施した競技役員等に関する基礎調査 2018 に基づく人数

※（ ）内の数字は「競技役員等養成事業補助金」の活用による養成人数

また、国民スポーツ大会にかかる「競技別会期調査（第 2 次）」、「競技別リハーサル大会開催意向調査（第 2 次）」、「競技用具整備計画（第 2 次）調査（練習会場含む）」などを実施し、競技運営にかかる検討を進めた。

### 4 広報・県民運動の推進

より多くの県民に両大会を知っていただけるよう、各種イベント等での啓発活動に取り組むほか、大会広報誌の創刊、SNS による発信、駅階段を利用した広告など、両大会マスコットキャラクター・愛称・スローガン・イメージソングを活用した様々な広報啓発活動を展開した。

また、イメージソングの完成披露およびその普及を図るための合唱バージョン等の制作や、児童・生徒を対象とした「カレンダーイラストコンクール」の開催、来県する選手等を花で歓迎する花いっぱい運動の実施に向けた準備など、機運醸成に向けた取組を進めた。



## 5 宿泊・衛生対策の推進

令和3年1月から6月頃にかけて実施した第1次仮配宿結果を報告し、仮配宿結果では、県内の多くの市町で宿舎不足が発生する見込みであるため、宿舎の充足に向け、宿泊施設充足対策要項（案）を作成した。同要項では、「宿泊施設の客室提供促進」「転用施設・民泊の利用」「広域配宿の実施」により、客室確保に努めることとした。

また、大会の開・閉会式や各競技会場等の医療救護の基本的な事項を定める、国民スポーツ大会医療救護要項および全国障害者スポーツ大会医療救護要項を策定した。

## 6 輸送・交通対策の推進

両大会における選手・監督等の大会参加者および一般観覧者の輸送を安全かつ確実に行うため「輸送・交通総合調査」として開・閉会式会場周辺の交通状況調査、輸送経路および駐車場利用計画の設定およびバス実走調査を行い、これらの結果を踏まえた開・閉会式輸送基本計画素案を作成した。

## 7 式典・会場対策の推進

両大会の開・閉会式や炬火イベント等の式典に関する基本的な考え方を明らかにし、式典全体の共通指針として定める「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 式典基本構想」を策定した。

## 8 警備・消防対策の推進

両大会において県と会場地市町が実施する警備・消防防災に係る基本的な業務内容を定めた「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画」を策定した。

## 9 全国障害者スポーツ大会の特有の準備

全国障害者スポーツ大会専門委員会において、他の専門委員会で策定する方針・計画について、全国障害者スポーツ大会の観点で議論するとともに、「第24回全国障害者スポーツ大会 選手団サポートボランティア養成基本方針」を策定した。

また、手話・要約筆記ボランティア養成事業を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会における審判員等の必要な競技役員について、競技運営主管団体が実施される養成事業に対して支援を行った。

## 10 寄附金募集・企業協賛制度の推進

両大会の開催に向けた寄附金の募集を実施し、イベント等での募金活動や募金箱募金を実施するとともに、寄附付商品の販売を開始した。また、企業・団体等への寄附依頼を行うほか、大会広報誌などを活用した寄附募集にかかる情報発信等の取組を進めた。

大会開催3年前から開始する企業協賛制度について検討を進め、令和4年度の総会において審議予定の「企業協賛推進要綱（案）」を作成した。

【内訳】

寄附の種類	件数	寄附金額	備 考
個人	12件	4,161,750円	
企業・団体	12件	30,434,000円	
イベント	148件	89,935円	イベント等での募金
据置き募金箱	—	303,679円	
寄附付商品	—	345,333円	
その他	2件	148,030円	びわ湖レイクサイドマラソン（チャリティーランナー（@500円））、滋賀応援寄附割当金
計	174件	35,482,727円	(寄附目的) 競技力向上 5,462,023円 施設整備 30,020,704円

【年度別の実績】

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	2件	10件	27件	112件	57件
寄附金額	11,000千円	20,066千円	23,320千円	30,424千円	59,362千円
年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	
件 数	59件	239件	174件	680件	
寄附金額	45,714千円	36,404千円	35,483千円	261,773千円	

(寄附金を活用した事業展開)

- ・次世代アスリート発掘育成プロジェクト 55千円
- ・県営金亀公園（（仮称）彦根総合運動公園）整備事業 192,161千円

## 11 子ども・若者による調査研究活動

子ども・若者参画特別委員会(通称:ジュニア・ユースチーム)において、例年、委員を募集し8月から3月に体験活動や意見交換を行っているが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度の活動は見送った。

代わりにこれまでの委員経験者に「滋賀らしいPR」に関するアンケート調査を実施し、複数あった「飛び出し坊や」に関する児童・生徒の意見を踏まえ、キャッフィーの看板を作製した。

## 12 その他

先催県の開催準備状況に係る情報収集や、市町・競技団体への連絡調整や助言等を行った。

## 令和3年度収支補正予算（会長専決処分）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり令和4年3月28日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

## 1 収入の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
負担金	71,708	△ 20,635	51,073	滋賀県負担金
繰越金	2,036	0	2,036	前年度繰越金
合計	73,744	△ 20,635	53,109	

## 2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
事業費	61,290	△ 18,967	42,323	競技役員養成費の減
事務局費	12,454	△ 1,668	10,786	職員旅費の減
合計	73,744	△ 20,635	53,109	

## 令和3年度収支補正予算内訳

### ○ 収入

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	摘要
1 繰越金	2,036,038	0	2,036,038	前年度繰越金
2 負担金	71,707,962	△ 20,635,000	51,072,962	滋賀県負担金
3 諸収入	0	0	0	
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	

### ○ 支出

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	摘要
1 事業費	61,290,000	△ 18,967,000	42,323,000	
(1) 会議開催運営費	5,646,000	△ 2,293,000	3,353,000	実績に伴う減
(2) 中央競技団体 正規視察費	195,000	△ 111,000	84,000	視察員旅費等の減
(3) 広報費	22,900,000	△ 287,000	22,613,000	広報関係物品作成費等の減
(4) 競技役員養成費	14,188,000	△ 11,312,000	2,876,000	補助対象事業実績の減
(5) ボランティア 養成費	2,844,000	△ 937,000	1,907,000	実績に伴う減
(6) (障スポ) 資格 審査員養成費	271,000	△ 251,000	20,000	実績に伴う減
(7) 調査・委託費	12,747,000	△ 2,406,000	10,341,000	入札執行残等による減
(8) 募金活動推進費	2,499,000	△ 1,370,000	1,129,000	実績に伴う減
2 事務局費	12,454,000	△ 1,668,000	10,786,000	
(1) 人件費	5,823,000	△ 152,000	5,671,000	実績に伴う減
(2) 事務局員旅費	6,032,000	△ 5,123,000	909,000	実績に伴う減
(3) 事務局運営費	599,000	3,607,000	4,206,000	事務局移転に伴う増
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	

## 令和3年度 収支決算（案）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

## 1 収入の部

（単位：円）

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
繰越金	2,036,000	0	2,036,000	2,036,038	38	
負担金	71,708,000	△ 20,635,000	51,073,000	51,073,000	0	
諸収入	0	0	0	41,799	41,799	
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	53,150,837	41,837	

## 2 支出の部

（単位：円）

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
事業費	61,290,000	△ 18,967,000	42,323,000	40,827,939	1,495,061	
事務局費	12,454,000	△ 1,668,000	10,786,000	10,785,224	776	
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	51,613,163	1,495,837	

収入済額 53,150,837円 － 支出済額 51,613,163円 ＝ 収支差額（次年度繰越額）1,537,674円

## 令和3年度 収支決算内訳

### ○ 収入

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
1 繰越金	2,036,000	0	2,036,000	2,036,038	38	前年度繰越金
2 負担金	71,708,000	△ 20,635,000	51,073,000	51,073,000	0	滋賀県負担金
3 諸収入	0	0	0	41,799	41,799	マスコット使用料等
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	53,150,837	41,837	

### ○ 支出

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
1 事業費	61,290,000	△ 18,967,000	42,323,000	40,827,939	1,495,061	
(1) 会議開催運営費	5,646,000	△ 2,293,000	3,353,000	2,971,230	381,770	総会・常任委員会等の開催経費
(2) 中央競技団体正規視察費	195,000	△ 111,000	84,000	82,920	1,080	
(3) 広報費	22,900,000	△ 287,000	22,613,000	22,579,663	33,337	広報掲出物品作成費、イメージソング作製、パスおよびトレインラッピング、大会広報
(4) 競技役員養成費	14,188,000	△ 11,312,000	2,876,000	1,992,836	883,164	
(5) ボランティア養成費	2,844,000	△ 937,000	1,907,000	1,656,134	250,866	
(6) (障スポ) 資格審査員養成費	271,000	△ 251,000	20,000	20,000	0	
(7) 調査・委託費	12,747,000	△ 2,406,000	10,341,000	10,340,490	510	競技会場仮設設備調査委託、輸送・交通総合調査、障スポ会場バリアフリー調査
(8) 募金活動推進費	2,499,000	△ 1,370,000	1,129,000	1,184,666	△ 55,666	寄附返礼グッズ等作成費、謝意表明費用
2 事務局費	12,454,000	△ 1,668,000	10,786,000	10,785,224	776	
(1) 人件費	5,823,000	△ 152,000	5,671,000	5,670,572	428	会計年度任用職員
(2) 事務局員旅費	6,032,000	△ 5,123,000	909,000	909,060	△ 60	市町・競技団体との連絡調整等
(3) 事務局運営費	599,000	3,607,000	4,206,000	4,205,592	408	事務局移転・事務用品購入費等
計	73,744,000	△ 20,635,000	53,109,000	51,613,163	1,495,837	

収入済額 53,150,837円 － 支出済額 51,613,163円 ＝ 収支差額（次年度繰越額）1,537,674円

# 監 査 報 告

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第7条第4項および第18条第2項の規定に基づき、令和2年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和4年 7月 / 日 監 事

滋賀県会計管理者

辻 本 誠 

令和4年 7月 / 日 監 事

市会計管理者代表(東近江市会計管理者)

小 杉 一 子 

令和4年 7月 | 日 監 事

町会計管理者代表(豊郷町会計管理者)

馬 場 貞 子 

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会 会 長 三日月 大 造 様